

# AOMORI SHONEN SOCIETY NEWS

青森家庭少年問題研究会 会報 No. 17 (2025. 08. 26)

## 《 目 次 》

- I. 巻頭言  
子どもの声を聴く 最上和幸
- II. 学習会報告  
第1回学習会  
研究会の20年のあゆみと子どもを巡る課題  
学習会の趣旨・概要 平野潔
- 第1部 青森家庭少年問題研究会の歩み～回想と今後への期待～  
宮崎秀一
- 第2回学習会  
映画『プリズン・サークル』上映会 平野潔
- III. 学生サークル活動報告  
青森県立保健大学 児童福祉研究会  
令和6年度・活動報告 小形史季
- 弘前大学 Teens & Law  
共に学び、共に成長するために  
-進化し続ける「ティーンズ」の活動から- 原田愛子
- IV. 書評  
清永聡編著『三淵嘉子と家庭裁判所』（日本評論社、2023年）  
小宅大典

### 子どもの声を聴く

共同代表：最上和幸（社会福祉士）

児童相談所に勤務していた頃、しばしば子どもを一時保護する機会があった。虐待通告の内容から家に帰さず保護する必要がある場合は、学校にお願いして子どもを留め置いてもらい、我々が保護に向かうことも多い。アザ、傷など虐待の事実を確認し、子どもには、一時保護の必要性、予定される期間、その間の生活などについて説明する。同席していた教員から「職権で保護できるのだから、まずは連れて行ってから、そういう話をすれば良いのに…」と言いたげな雰囲気を感じながらも、子どもの納得を引き出し、「さあ、行くよ」という促しに付いて来るまで、辛抱強く子どもの不安や心配を聞く。保護の動機付けが不十分だと、一時保護した後の支援が難しい。場合によっては、一時保護所からの無断外出（脱走）にもつながるからだ。

ひとり親家庭の子どもたちの学習支援を行っている関係で、共同親権について考える機会が増えた。御承知のとおり、平成23年の民法改正で、親権は「子どもの利益のため」に行行使するもの、という考え方が明確にされ、親権停止の制度が創設された一方、面会交流や養育費の分担に関する規定も創設された。30年以上前に日本が批准した「子どもの権利条約」でも、児童の養育のため、父母が共同して責任を果たすよう努力するということが定められており、国連子どもの権利委員会から、離婚後も同居していない親との接触が図れる子どもの権利を確保することを勧告されてきたという経緯がある。こうしたことから、昨年5月に可決・成立した改正民法における共同親権も、子どもの利益の尊重の観点から導入されたものといえる。

しかし、父母で対立関係が根深い場合、「何が子どものためか」ということについて、納得できる解決策が見えないところに課題がある。例えば、子どもの非監護親が、監護親に対して、子どもの面会・交流を要求したり、進学・就職、重大な医療行為の決定などについて意見を言うことが、「子どものため」といいながら、監護している親の意向に反することを主張することで、自分の優位性を示すことになっていて、子どものためになっていないということがある。一方、監護親の意見が子どもの意見を代弁しているかという点、必ずしもそうではない。非監護親の中には「会いたくないし、会わせたくないの、面会交流もさせないし養育費も要らない」「子どもも会いたいと言っていない」という意見もある。子どもが本当に会いたいと思っていないのか、監護親に気を遣って「会いたいといえない」という場合もあるだろう。現在その9割が協議離婚であり、当事者だけで子どもの意見を反映させて養育していくのは、難しい状況にある。あと1年あまりで施行されるというのは、あまりに性急すぎるのではないかと感じている。

里親や施設に入所している子どもの支援をしてきたが、そこでの児童相談所の動きは、子どもを中心とした親権者と監護者との調整でもあった。親がいる場合、里親や施設長は親権者とはならないが、監護権者として入所児童の監護・教育に責任を負っている。児童相談所は、子どもと親との面会交流を検討したり、進学・就職などについては、施設と保護者と相談しなから決める支援を行ってきた。その意味では、親権者と監護権者の間に立ち、面会交流や親の養育に関する判断が、「子どものためになっているか」ということを、ひとつひとつ吟味しながら対応してきたといえる。親との面会・外泊については、子どもの希望を聞くというだけでなく、面会した後の子どもの様子、変化から、面会の影響を判断したりもする。進路についても、親の意向と違いがある場合は、担当職員が子どもの気持ちや意見を代弁したりサポートしたりする。子どもの親に対する気持ちは揺れ動くことが多く、長期的な観点から継続して支援していくことが必要であり、そのことを保護者にも理解してもらうよう努めていく。

離婚の場合の親子の交流についても、子どもや家庭の状況に応じて決められ、子どもの成長とともに柔軟に見直しできるような第三者によるサポート体制ができることが必要ではないか。

冒頭の一時保護については、令和4年の児童福祉法改正で子どもの意見聴取等の措置が法定化され、昨年4月から「意見表明等支援事業」がスタートした。都道府県は「意見表明支援員」を設置することが努力義務とされ、意見表明支援員は、独立した立場で一時保護所や施設の入所場面やその後の生活について子どもの声を聞き、関係者に知らせる役割を持つ。社会的養護の子どもは、親が子どもの意見を代弁しづらいことや、必ずしも児童相談所や施設職員も中立的な立場になり得ず、子どもの意向が適切に聴取できづらいことや、意見表明の機会を設定したとしても、大人に対する不信感や諦めから、それを適切に行うことができにくいという事情にある。

こども基本法は、全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全て事項に関して意見を表明する機会が確保されることを基本理念として掲げている。社会的養護の子どもに限らず、文字どおり、全ての子どもの声が反映される社会であることを望みたい。

### 2024 年度第 1 回学習会

#### 研究会の 20 年のあゆみと子どもを巡る課題

2024 年度第 1 回の学習会は、本研究会が 20 年を迎えたことを受けて、この 20 年を振り返る企画を行いました。本会報では、当日の様子について、報告をしようと思います。

まず、平野が、学習会の趣旨や当日の説明を簡単にまとめました。その上で、共同代表の宮崎先生に第 1 部の報告要旨と今後の研究会の活動に期待することをまとめていただきました。

#### 学習会の趣旨・概要

平野 潔

##### はじめに

青森家庭少年問題研究会は、2004 年 7 月に設立され、2024 年に 20 年を迎えた。設立 10 年目を迎えた 2014 年 6 月 14 日（土）には、「青森家庭少年問題研究会の 10 年と今後の課題」と題した学習会を開催し、「少年部門」「司法部門」の報告とその報告へのコメントをいただき、最後に総括を行った。20 年を迎えた今年も、2024 年度第 1 回学習会を、「研究会の 20 年のあゆみと子どもを巡る課題」をテーマとして開催した。本学習会は、2024 年 7 月 20 日（土）に、弘前大学人文社会科学部校舎多目的ホールで開催された。弘前大学人文社会科学部地域未来創生センターにも共催をお願いしている。

##### 学習会の概要

第 1 部は、「青森家庭少年問題研究会のあゆみ」と題する報告を行った。本報告は、設立当初から本研究会の会長を務められ、2007 年度から 2022 年度まで共同代表をされていた、現在本研究会顧問の村田輝夫氏（関東学院大学）と、設立当時は事務局を担当され、2007 年度から現在まで共同代表を務められている宮崎秀一氏（弘前大学名誉教授）からいただいた。20 年間のあゆみを、設立当初からの新聞記事や学生ボランティアを行った学生の手記、数々のシンポジウムの内容などから振り返り、また少年非行問題を対象とした活動から、児童福祉領域への関心の拡大などについても語られた。

続く第 2 部は、「20 年間の子どもを巡る議論の変遷」と題する報告を行った、本報告は、

2007年度から共同代表を務められている最上和幸氏（青森明の星短期大学）をお願いをした。前半は、データを中心に子どもを巡る20年間の変遷を振り返り、後半は、法や制度の動きを中心に振り返っていただいた。

第1部と第2部を併せて、これまでの本研究会のあゆみと子どもを巡る問題を対比することを試みる企画であった。

第3部は、「話題提供」として、現在、本研究会の会員が取り組んでおり、これから議論が積み重ねられていくであろう3つの課題について、報告をしてもらった。

①共同親権については、第2部に続いて最上氏をお願いをした。改正法の内容を確認した上で、ひとり親家庭の離婚の原因等に関する調査の概要が示され、その結果から考えられる課題等についてお話をしていただいた。

②チャイルドラインについては、「チャイルドラインあおもり」「チャイルドラインひろさき」で実際に活動をされている宮崎氏と小野昇平氏（柴田学園大学）に報告をお願いした。チャイルドラインの現状と、ミッション・意義についてお話ししていただいた。

③学生ボランティアについては、青森県立保健大学児童福祉研究会の顧問として学生ボランティア活動に携わっている齋藤史彦氏（青森県立保健大学）と同じく弘前大学学生サークルTeens&Lawの顧問である大谷伸治氏（弘前大学）から、それぞれの現在の取り組みについて報告をしていただいた。

第4部は、これまでの報告を踏まえて、質疑応答・意見交換が行われ、活発な議論が交わされた。

## おわりに

当日は、会員を含めて、20人以上の方に来場していただいた。

この10年は、新型コロナウイルス感染症によるパンデミックがあつて、学習会を開催できず、学生のボランティア活動も縮小せざるを得ない時期もあった。それでも、何とか細々とでも活動が継続でき、20年目を迎えることができた。「次の10年」を考えると、どこまで続けられるかという不安もあるが、毎年少しずつでも活動を続けていきたい。

## 第1部 青森家庭少年問題研究会の歩み

### ～回想と今後への期待～

宮崎 秀一

本研究会の設立は20年前、弘前大学の村田輝夫先生（当時人文学部）から、家庭裁判所に送致される非行少年の立ち直り支援という、私自身未知の世界にお声がけいただいたことが原点でした。大学教員のほか弁護士、県職員、保護観察官、民間の子ども支援団体の

メンバーなど多様な立場の会員が、現代の家庭と子ども・青少年をめぐる諸課題を語る場として発足しました。

## 第1期：少年非行問題を中心とする活動（2004年～）

教育学部社会科教育講座（法学担当）の私のゼミにも、少年の非行・犯罪問題に関心をもつ学生がおり、村田先生にリクルートされた人文学部の学生とともに、家裁調査官の試験観察下にある少年や保護観察中の少年の立ち直り支援を実践する「学生部会」もほどなく研究会に誕生しました（のちに弘前大学学生サークル“Teens & Law”として位置づくこととなります）。

試験観察対象少年には、家裁調停委員から成る家庭少年友の会の学生会員として、少年の学習支援や、障害者・老人施設での作業体験への同行のほか、別の事件の刑事裁判と一緒に傍聴したりもしました。保護観察対象少年のケースは、保護観察所、弘前地区保護司会の指導の下、BBS会（Big Brothers and Sisters Movement）の「ともだち活動」として、趣味やスポーツを通じた交流や学習支援など、少年の更生保護プロセスに関わるとても貴重な経験でした。また特筆すべきは、青森県立児童自立支援施設「子ども自立センターみらい」（旧教護院時代は青森学園）に毎週土曜の午前、入所児童の学習支援という恒常的な活動の場を得たことです。また、他県施設との野球大会に向けての練習試合（6月）、運動会（9月）、学芸会（10月）、卒業式（3月）などの行事にも参加して今日に至っています。

この頃は2000（平成12）年の少年法の大改正の直後であり、また司法制度改革の一環として2009（平成21）年から裁判員制度が始まろうとしている時期でした。元暴走族や薬物使用で少年院送致されたり刑務所で服役したりしながら更生した方の体験談を聞いたのもこの時期です。毎年夏休みに入った7月末～8月ねぶた祭前には、平内町にあった旧青森少年院と少年鑑別所または児童相談所とセットで訪問見学することが恒例になりました。函館少年刑務所と児童自立支援施設・大沼学園に「遠征」した年もありました。一部の会員が所属する司法福祉学会（2008年@九州大学）では、児童自立支援施設における学習支援活動に基づく共同研究報告を行い、学会紀要にも論文が掲載されました。

## 第2期：児童福祉領域との関連にも着目した活動（2013年ころ～）

研究会設立からほぼ10年が経過する頃から、子どもたちの問題状況の中心は非行などの逸脱行動（研究分野としては少年司法）から、不登校や家庭内の虐待、貧困など児童福祉や教育の領域にかかわる、より広範で多様な課題が浮上してきます。

その流れを象徴するのが、青森と弘前、両市内のひとり親家庭の子どもたちへの学習支援のニーズに応える「サタデイ☆くらぶ」の実践でした（ともに毎週土曜午前に活動することから命名されています）。弘前は弘大 T&L が、青森は県立保健大学の学生サークル

「児童福祉研究会」（顧問は研究会監事の齋藤史彦先生）が、母子寡婦福祉会と連携して行っています。保健大・児童福祉研究会の「サタ☆くら」は学習支援のほか、お花見、スポーツ大会、夏のキャンプ、大学祭参加、クリスマス会など多彩な行事も特徴です。両団体ともに本研究会の学生部会に位置づけられ、研究会からは活動助成金が予算化されています。

他方、この時期、本会に対して、離婚後の未成年の子と非監護親との面会交流の場を仲介し見守る業務を当事者と代理人弁護士から依頼され、有志会員が継続して実施しています。大都市圏では、これを専門に受託する NPO などが存在するようですが、地方でもこのようなニーズがあることについて、本研究会としても子どもの福祉の観点から議論する必要があるように思います。

### 第3期：子ども・若者の権利保障を基点とする活動（2022年ころ～）

このように、研究会発足以来、「家庭少年問題」の研究・関心の対象は、当初の非行・逸脱行動に陥った少年から、より広く困難や生きづらさを抱える子ども・若者へと広がりをみてきました。少子化の進行により子ども人口が減る中で、児童虐待、不登校、いじめ、ひきこもり、ヤングケアラーなどの認知件数は右肩上がりです。今後もこれら家庭と子どもをめぐる広範な課題一つ一つについてその要因を分析し、その対応の在り方について意見交換する、また可能な範囲で課題解決に実践的に取り組む、という方向性は継続されていくものと思います。

一方、本会創設 20 年を迎える 2 年前の 2022（令和 4 年）に成立した「こども基本法」（2023 年 4 月施行）は、子どもが保護の客体にとどまらず、「個人として尊重され、その基本的人権が保障」されること、「自立」に向けた成長・発達が図られること、自らについて「意見を表明する機会」が確保されること、また「その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮」されなければならない存在である、つまり権利行使の主体であることを宣明しています。

今後、子ども・若者をめぐる本研究会の視点としても、逸脱行動や重大な困難・生きづらさを抱える子ども・若者の保護・救済の在り方にとどまらず、すべての子ども・若者が個性を尊重され、自立した存在として健やかに成長すること、その過程で自身のことや現代の様々な事柄に対して意見を表明し、社会に参加することを保障しエンパワメントする社会の創出という視点が重要になるのではないのでしょうか。

同法に基づいてこども家庭庁が策定した「こども大綱」でも、「こどもや若者の自己選択・自己決定・自己実現を社会全体で後押しする。」「こども・若者と対等な目線で、対話しながら、こども・若者とともに社会課題を解決していくことは、こども・若者の自己実現を後押しするとともに、主体的に社会の形成に参画する態度を育み、ひいては民主主義の担い手の育成に資する。」と謳っています。

本研究会としても、可能な限り当事者である「家庭」・「少年」の声に耳を傾けてその実

相を把握し、すべての子ども・若者が自分をかけがえのない存在であると実感でき、自分らしく成長する社会となっているかを、多角的な視点から検証していくことが必要と考えます。

そのためにも、次の10年に向け、世代を超えた多様な分野から新たな会員が加わり、一層自由闊達な議論が交わされること、また、学習会や実践活動で得られた成果を地域社会に発信し還元することを期待したいと思います。

## 2024年度第2回学習会

### 映画『プリズン・サークル』上映会

平野 潔

#### 上映会開催の経緯

映画「プリズン・サークル」は、2024年2月1日（木）に、青森大学BBSサークルと法テラス青森の共催で、青森大学において上映会が行われていた。当時、知り合いの方から連絡をいただいて、上映会があることを教えていただき、大変興味深く感じていたが、授業等が立て込んでいたため、残念ながら鑑賞することが出来なかった。

2024年7月のある日、研究室に1本の電話があった。法テラス青森の篠原佑介氏からであった。2月に青森大学で上映した「プリズン・サークル」を、弘前でも上映したいと思うが、協力してもらえないかという内容だった。元々興味のある映画ではあったが、映画の上映会というのは初めての経験であったため、3人の共同代表を含めて会員の皆さんに相談をさせてもらい、最終的には青森家庭少年問題研究会の学習会として開催する方向に進めることになった。また、学生サークル顧問の大谷伸治先生（弘前大学教育学部）にも相談させていただき、弘前大学学生サークルTeens&Lawにも主催に加わってもらった。最終的に、主催は、法テラス青森と青森家庭少年問題研究会、そして、弘前大学学生サークルTeens&Lawの三者とし、青森保護観察所、青森県保護司会連合会、弘前地区保護司会に後援をしていただいた。会場についても、より多くの方に見ていただけるようにするために、何人かの会員からご意見をいただいた。できるだけ多くの学生に見てもらえるようにということで、今回は、弘前大学の創立50周年記念会館を会場とすることにした。

法テラス青森にもご協力いただきながら、大学や研究会のHP等で広報活動を行い、12月2日（月）には、会場をお借りして上映テストや当日の打ち合わせを行った。各方面から様々なご協力いただきながら、当日を迎えた。

## 映画「プリズン・サークル」とは

映画「プリズン・サークル」は、ドキュメンタリー映画監督である坂上香氏が監督を務めた作品で、「島根あさひ社会復帰促進センター」を舞台にしている。撮影許可がおりるまで6年かかった作品であり、日本の刑務所にカメラが入った初めてのドキュメンタリー映画である。

「島根あさひ社会復帰促進センター」は、島根県浜田市にある官民協働の刑事施設である。「社会復帰促進センターは、「民間資本等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」に基づき、PFI (Private Finance Initiative) 手法 (公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資本、ノウハウを活用して行う手法) によって整備・運営を行う刑事施設のことを言う。日本では、島根あさひ社会復帰促進センターの他、美祢社会復帰促進センター、喜連川社会復帰促進センター、播磨社会復帰促進センターの4つがある。

島根あさひ社会復帰促進センターでは、日本で初めて「回復共同体 (TC) プログラム」が導入されている。TCとはTherapeutic Communityのことで、「回復 (治療) 共同体」と訳され、人間性をトータルに学習する場として「コミュニティ (精神的な絆で結ばれた人間関係)」を施設内に構築し、社会の中で生きる個人として責任を果たすための考え方や行動の仕方を施設内の生活を通じて、互いに学び合うものとされている。この「回復共同体 (TC) プログラム」は、アメリカで犯罪者等の社会復帰を支援する「アミティ」という団体が開発したプログラムを、日本の受刑者向けにアレンジしたもので、受刑者が、自らの体験やこれまでの生活環境を振り返り、道徳心を発達させ、周囲との関係性を修復させるためにはどのようにすれば良いかを考えさせる内容になっているという (以上の説明は、堀内美奈子「PFI 刑務所の矯正プログラム」島根県立大学 PFI 研究会編『PFI 刑務所の新たな試み—島根あさひ社会復帰促進センターの長選と課題—』(2009年、成文堂) 136頁以下を参考にした)。

「プリズン・サークル」では、このプログラムを受ける、窃盗や詐欺、強盗傷人、傷害致死などで服役する4人の若い受刑者に2年間に渡り密着取材をし、その様子を伝えている。

## 当日の様子

2024年12月7日(土)に、弘前大学創立50周年記念会館みちのくホールで、映画「プリズン・サークル」の上映会を開催した。

当日は、14時から主催者挨拶等を行い、その後14時20分から上映会を開催した。14時から、本研究会の宮崎秀一共同代表から、開会の挨拶があり、その後、Teens&Lawの学生から、サークル活動についての紹介、そして法テラス青森の篠原氏より、法テラスの紹介があった。

その後、上映になる予定であったが、それまで順調に動いていたパソコンが不具合を起

こし、急遽予備のパソコンを使うというハプニングがあった。しかし、何とか無事に上映を行うことができ、最後に平野から一言挨拶をして、上映会は幕を閉じた。

正直なところ、個人的には非常に興味深いテーマを扱っている映画であると思っていたが、万人受けするテーマではないため、どのくらいの人に来ていただけるか、かなり不安であった。みちのくホールは最大 292 人収容の大きな会場であったため、「本当に多くの方に来てもらえるのだろうか」「会場が閑散としていたらどうしよう」と思いながら当日を迎えた。予想は良い方向に裏切られ、当日は 120 人近くの方に来場していただくことができた。上映後に行ったアンケートの感想や上映会後に個別にご意見をいただいた方々からは、おおむね「良い映画だった」「勉強になった」という感想をいただくことができた。

## 上映会を終えて

上映直前にパソコンの不具合があったため、途中で何か起きないか気が気でなく、映画に没頭できないまま上映会が終わってしまったというところが、本当のところである。

それでも、本映画は、なかなか映像としては見るできない刑務所の中、とくに社会復帰促進センターという比較的新しい刑事施設の中を映し出している点で、非常に興味深い作品であった。また、プログラムを受ける受刑者がプログラムを受けたことで徐々に変化していく様子を見ることも、見る側にとっては大きなインパクトがあった。一方で、映画の中で社会に戻った元受刑者の姿も映し出されていたが、プログラムを受けてもなお、社会復帰が容易でないことが分かり、刑事施設の中だけで矯正・更生はできないことを、改めて学ぶことができた。やはり社会復帰は一筋縄ではいかない部分があり、その点は、国の施策だけでなく、私たち地域・社会の人間が考えていかなければならない課題なのだと、強く感じた。

今回の上映会に当たっては、篠原氏をはじめ法テラス青森の皆さん、弘前大学創立 50 周年記念会館のスタッフの皆さん、上映会開催の許可をいただいた合同会社東風の皆さんほか多くの皆さんにお世話になった。この場を借りて、改めて御礼を申し上げる。

### 《参考資料》

- 映画「プリズン・サークル」HP (<https://prison-circle.com/>)
- 法務省 HP 「島根あさひ社会復帰促進センター整備・運営事業」  
([https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei\\_pfi\\_asahi.html](https://www.moj.go.jp/kyousei1/kyousei_pfi_asahi.html))
- 島根県立大学 PFI 研究会編『PFI 刑務所の新たな試み—島根あさひ社会復帰促進センターの長選と課題—』(2009 年、成文堂)

## 《 青森県立保健大学 児童福祉研究会 》

### 令和6年度・活動報告

小形史季  
(社会福祉学科3年)

#### 1. 令和6年度の学習支援活動についての報告

昨年度(令和5年度)同様、令和6年度もみなさまからご支援を数多く頂き、学習支援活動「サタディ☆くらぶ」での活動を継続して行うことができました。コロナウイルスによる規制も緩和され、今年度は、対面での学習会、各行事活動をコロナ禍以前と同様に実施することができました。活動を継続することができたのは、多くの方々のご支援と学習会に対する熱い思いのおかげであると改めて実感しております。この場をお借りして、ご支援を頂いたみなさまに御礼申し上げます。

さて、令和6年度は高校生3年生2名、高校受験を迎える中学3年生が2名の他、年度途中から参加した子どもを複数名受け入れ、最終的に登録している子どもの人数は12名となりました。中学3年生2名は志望した高校に進学し、高校生2名はそれぞれ就職、進学と自分の新生活をスタートさせております。

子どもたちの学習姿勢は、ゲームをしてから勉強に取り組む子どもや宿題を先に終わらせてから自分の趣味やゲームに時間を使う子どもなど様々です。最初にゲームをする子どもには、担当学生とゲームをする時間を決めて、時間になったら勉強に切り替えるように約束をしました。また、勉強をどのくらい進めたらゲームをするなどの約束をする工夫をしました。その結果、宿題を始めるまでに時間がかかっていた子どもが自分から宿題を取り出し取り掛かる行動や、自分で時計を見てゲームをやめて宿題に取り掛かる行動が多く見られるようになりました。学習面以外では、学校での出来事や趣味の話子どもからしてくれることが増え、学生と子どもの信頼関係が築けていると実感しました。また、子どもたち同士で勉強を教え合う場面も見られました。

サークルが本年度に取り組んだこととして、月1回の定例ミーティングによる子どもの最近の様子の情報交換と現状の報告などの実施、LINEのアルバム機能を使用した情報共有があげられます。これは、学習会の日の子どもの学習の様子や普段の生活で気になることを記録用紙に記入し、その内容を写真に撮り、LINEのアルバムに追加するというシステムです。これによって、その日学習会に参加できなかった学生やスタッフも子どもの様子を把握し、次回以降の学習会に活かすことができました。さらにこのシステムにより、

これまでかわりが少ない子どもを担当する学生の不安解消や、担当していない子どもの情報も学生間で共有することができています。

一方でこれらの活動の中で、課題点もありました。現在の学習支援では、支援を行う学生数が子どもの数より多く、子ども一人に対して複数の学生が関わるようになりました。一見すると手厚い支援ができていると思えますが、実際には子どもとの信頼関係を築きにくくなっているのではないかと考えます。子どもと関わる学生が日により異なり、「今日はAさん、その次の週はBさん……」というように、学生が固定されない状況が続くと子どもが「安心できる人」、「自分をわかってくれる人」が定着しにくくなります。その結果、心を開いて自分の悩みや学習で困っていることを打ち明けずに、表面的な関りになってしまいます。また、学生も「誰がどの子を担当するか」「どんな声掛けをしてきたのか」などの情報不足も見られました。対策として、担当した子どもの記録の共有や引継ぎの強化をしています。また、学生が多いことによって子どもが受けるストレスを減らせるように子どもの様子を観察し距離感を調整しながら信頼が自然に形成されるように関わるように心がけています。学生が多いという恵まれた環境を活かすために、関わり方の質や継続性の工夫をしていきます。

## 2. 学習支援以外の活動についての報告

児童福祉研究会では学習支援以外にも行事活動を行っています。今年度は、合浦公園でのお花見交流会、スポーツ交流会、本学大学祭での模擬店出展、クリスマス会、新年レクリエーション大会、卒業を祝う会といった様々な行事を実施することができました。今年度は、デイキャンプを実施しました。デイキャンプでは鬼ごっこや、だるまさんが転んだなど広い敷地を有効に使いながらレクリエーションを行い、積極的にコミュニケーションを取りました。屋外での活動だったため子どもたちの笑顔がたくさん見られました。また、学生と子どもたちとのコミュニケーションが増え、普段の学習会で担当をしていない子どもたちとも関係性を築くことができる良い機会になったと考えています。

また、学習支援以外で実施しているレクリエーション活動の企画・運営についてよりよい対応を学ぶために、昨年11月から2ヶ月に1度、一般社団法人 青森県レクリエーション協会の小笠原仁美先生を学習会にお招きして、学生が企画して実施しているレクリエーションを見ていただき、ご指導いただいております。これまでは、自分たちのレクリエーションについて指導を頂いたことがなかったため、小笠原先生からのご指導を受けて、レクリエーションを実施する時の注意事項やレクリエーションを通しての子どもとの関係構築の重要性を実感しています。実際に、今年の1月に実施した「新年レクリエーション大会」では、子ども同士が険悪になる場面があり、進行がスムーズに進まないことがありました。しかし、小笠原先生からのフィードバックで、全体でレクリエーションを行う前に学生でテストプレイを行い、どのような問題が生じるか、実際にかかる時間を把握することが重要だと学びました。その後のレクリエーション企画では、子どもと行う前に学生同

士でルールや注意事項を確認し共有することで実際にレクリエーションをするときにスムーズに行うことができると実感しました。また、子ども達と学習支援以外で関わることができるため、普段の学習会では見ることができない子どもたちの新たな一面を発見する機会になり、コミュニケーションをとるきっかけの場にもなっています。

### 3. これからの活動に向けた展望

今後のサークル活動をするにあたり、学生の子どもに対する支援の方法について情報共有する必要があり、昨年サポートハウスミライエの佐野幸子先生から教えていただいた、子どもとの関わり方について、後輩に引き継いでいくことを考えています。例えば、学習会に参加した子供に対して「よく来たね!」、自分から学習を始めたら「自分から宿題を初めて偉いね」のように子どもが望ましい行動をしたときに、タイミングよく褒めることなどです。その結果、子どもが自分から宿題を始める子や褒められることで笑顔が増え学習会全体の雰囲気明るくなったと感じています。そのため、このような子どもに対する接し方を広めていきたいと考えています。

また、定例のミーティングによる学生同士の話し合いの機会を設け、一丸となって子どもとの関係構築を目指すことや信頼関係が生まれている実感を持つ機会を継続していきます。学生同士の仲を深めることで気軽に相談し合える関係性をつくり、他者から自分と子どもの様子をフィードバックしてもらうことで、新たな気づきが増えると考えています。

令和7年度の新入生は、児童福祉研究会の活動に参加したい学生が多く、数名のグループで順番に学習会や行事活動の見学を実施しています。参加する学生が増え、上記の課題の解決につながり、丁寧な学習支援を行うことができると期待しています。

サタディ★クラブの活動を通して、子どもたちが達成感を味わえることや、子どもたちにとって明るい思い出として残ることを願い、今後も活動に努めたいと考えています。

## 《 弘前大学 Teens & Law 》

共に学び、共に成長するために  
——進化し続ける「ティーンズ」の活動から——

原田愛子  
(教育学部3年)

今年の大勧誘会でのちょっとしたひとコマ。見学にいらっしやった新1年生の方へ、我ら「ティーンズ」のお話をしたところ、こんな言葉をかけていただきました。

「ここって、ただボランティアする〈だけ〉じゃないんですね」

ぼろっとこぼれたこの一言に、私は大きくうなずきました。そうなんです、ここでの活動は、「楽しい」だけでは説明できないたくさんの気づきと学びに出会います。子どもたちとの何気ない会話で、地域の方とのやり取りで、私たち学生の心は動かされて深く考えさせられます。このかけがえのない経験を、どうか一人でも多くの方に知っていただけるように…そんな気持ちで筆をとった次第です。

さて、そんな私たちは弘前大学公認ボランティアサークル「こどもボランティア Teens&Law」と申します。今年度より団体名をリニューアルし、学生のエネルギーと行動力を強みに、日々県内各所の子どもとかかわる活動に参加させていただいております。

おかげさまで昨年より、活動の幅が大きく広がりました。そこで今回は「ティーンズ」の8つの活動をご紹介します。

①活動の主軸を担う「マザーフィールド」では、毎週水曜日、弘前市内の施設に学生が訪問して放課後のひとときを子どもたちと過ごしています。「今日算数の宿題が出たんだ、これ教えて」、「今日ね、休み時間にこんなことがあって」…そんな他愛もない子どもたちとのやり取りや学習支援の中で、ふと彼らの成長に気づいて嬉しくなり、時に子どもから学ぶこともあります。また隔週行われる子ども食堂では楽しく会話をしながら食事をしたり、受験対策で面接練習の相手になったりすることもあり、学生はなんでも話せるお兄さん・お姉さんを目指して日々関わり方を模索しています。

②「サタ☆くら」では、弘前市商業施設ヒロロの一角で、毎週土曜日子どもたちの学習支援を行っています。宿題を終えた後にお菓子をつまんでおしゃべりするときの生き生きとした笑顔から、工作やカードゲームに没頭する真剣な眼差しまで、たくさんの表情を見られるのがひとつのやりがいです。

③「みらい学ボラ」では、毎月1回土曜日（大学の長期休業中を除く）、青森市の「青森県立子ども自立センターみらい」を訪問し、子どもたちの学習支援を楽しくサポートしています。毎年6月の野球交流では、青森大学さんとの2大学連合学生チームとみらいチームで熱気あふれる試合もさせていただいております。また、学芸会や卒業式にも招待していただき、子どもたちの努力や成長を間近で感じたときの感動や喜びはとても大きいです。



④「学域 BBS」では弘前大学 BBS 会員として、総会や研修に参加させていただいております。大学生の立場からの更生保護活動について「自分にできることはなんだろう」と多様な視点から学ぶとともに、ティーンズの活動紹介等の発表の機会もいただいております。また毎年東北大会や全国大会にも選抜学生が参加し、他大学の活動の様子を学ぶとともに、活発な情報交換もしています。また、昨年度末はご縁があり、ともだち活動と家庭裁判所からの依頼による学習支援ボランティア活動の機会もいただきました。ともだち活動では地域のご家庭を訪問し、受験対策を行いました。回を重ねるごとに対象生徒さんから疑問や質問が出てくる中で「いい質問だね、よく気づいたね」と前向きな言葉がけを行いながら和気あいあいと学習できたことが印象に残っています。最後の日には「受験頑張ってください」と生徒さんから堂々とした決意を聞くことができました。



ここからは昨年度から新たに加わった活動です。

⑤子ども食堂「すこやか」(弘前市社会福祉センター、毎月第二土曜日)は、親子、学生、地域のみなさんまで世代を超えて大集合のにぎやかで明るいコミュニティです。スタッフさんは調理を、子どもと学生は協力して食事の準備をします。輪になって食卓を囲み、みんなで一緒に「いただきます」と手を合わせる光景には、現代の「こ」食問題に向き合う地域の方々のあたたかい思いが感じられます。

⑥「こども農業部」(一般社団法人みらいねっと弘前)と「自然体験交流塾」(青森県「若者の社会参加促進事業」)では、豊かな自然を五感で堪能しながら、子どもと学生と一緒に多様な側面から自然のことを学んでいきます。特に、我が県の自慢であるりんごのプロジェクトでは、子どもたちが収穫から販売まで行います。「りんごを買ってもらったよ」と嬉しそうに教えてくれる姿に、外へ繰り出し、見て触って体験するからこそ得られる学びや喜びがあると常々感じています。

⑦「ココジョブ」(社会福祉法人伸康会が運営する放課後等デイサービス「就職準備教室ココジョブ北園校」)では、放課後の中高生の学習支援を中心に、試験勉強や宿題の中の「わからない」をサポートしています。マンツーマンの指導だからこそできるひとり一人のペ

ースやニーズに寄り添った学習支援を目指し、学生も参考書を片手に訪問しています。わからなかった問題が解けるようになった喜びや達成感を一緒に分かち合う瞬間は学生にとってもやりがいを感じられます。

⑧学内での「定例会」です。毎月1回サークル員が集い、それぞれの活動報告や情報共有を行うことでより「ティーンズ」の一員として発言しやすく、参加しやすい環境作りに励んでいます。また、定例会の中では、子ども向けのアイスブレイクを学生で実践練習することで、現場で自信をもって子どもたちと接することのできる心構えを作っています。



以上が、私たちが現在取り組んでいる主な活動です。今年度は文化祭への参加も計画しており、同世代へBBSや更生保護のことを知ってもらう機会になればと考えています。

さて、子どもたちを取り巻く環境は日々大きく変化し続けています。多様化の背景には様々な事情を抱えながら過ごしている子どもたちがいることも現実であり、そのたびに自分の定義していた「普通」が「普通」ではなかったことに気づき、それなら何ができるのか…と考えることもよくあります。私たち「ティーンズ」のできることは、先生でもなく家族でもない、斜めの関係に立つよきお兄さん、お姉さんとして「子どもらしさ」を守ることだと考えています。地域と共に、子どもたちと共に学び成長し続ける私たちを、どうかあたたかく見守っていただけると幸いです。

#### IV. 書評

清永聡編著『三淵嘉子と家庭裁判所』（日本評論社、2023年）

小宅大典  
(元主任家庭裁判所調査官)

今年のNHK連続テレビ小説「虎に翼」は半分ほど経過したが、好評で、高聴視率を維

持っている。主人公の伊藤沙莉の演じている猪爪寅子にはモデルがあり、それが三淵嘉子である。日本で、女性初の弁護士、女性初の判事、女性初の裁判所長になり、法曹界に大きな功績を残している。三淵嘉子に関する輝かしい業績と人物についての本が、最近いくつか出版されている。表題の本が、家庭裁判所との関係を詳細に記載されているので、自分の勉強になると考え、書評を書いてみたいと思った。

本書には、人物の評伝、本人とゆかりの人々、裁判官としての評価、その強さと優しさ、家裁発足当時の思い出等が多く載っており、非常に面白かった。特に、1982（昭和57）年12月に開かれた座談会も載っており、その頃最高裁家庭局に関係していた錚々たる裁判官たちの話し合いに興味を引かれた。嘉子は、当時家庭局の局付で、苦労話を縷々述べている。

座談会の時、嘉子はすでに67歳になっており、裁判官は退官され、いろいろな要職に就いていたが、69歳で逝去しているので、亡くなる2年前のことであった。

三淵嘉子は、実家の姓が武藤であるが、一回目の結婚で、和田となった。夫がわずか5年足らずで、戦病死している。二回目の三淵乾太郎との結婚で、三淵姓になっている。

## 1. 三淵嘉子の略歴

略歴を書くにあたり、表題の本のほかに、文章の末尾にあげておいた文献も参考にさせてもらった。

1914（大正3）年 0歳

11月13日 シンガポールで生まれる。父・武藤貞雄は東京帝国大学法科卒業のエリート。台湾銀行に勤務しており、シンガポールに主張所を開設にするあたり、新妻・ノブを伴い赴任していた。貞雄は四国・丸亀市の出身で、地元の名家である武藤家に入婿して、一人娘と結婚している。そして、嘉子が生まれた。

1916（大正5）年 2歳

父の渡米のため、嘉子は母に連れられて丸亀市に転居。父が帰国したので、6歳時、一家で上京する。

1921（大正10）年 6歳

東京府青山師範学校附属小学校（現・東京学芸大学附属世田谷小学校）に入学。

1927（昭和2）年 13歳

東京女子高等師範学校附属高等女学校（現・お茶の水女子大学附属中学校・お茶の水女子大学附属高等学校）入学。人見知りしない明るい性格で、成績は抜群、特に数学が得意だった。友人も多く、演劇部でも活躍している。

1932（昭和7）年 18歳

明治大学専門部女子部法科入学。

1938（昭和13）年 24歳

明治大学法学部卒業。卒業後まもなく高等試験司法科試験（現在の司法試験）に合格。

朝ドラでは、明律大学となっており、法曹を目指す仲良し五人組の女子学生との交流が展開されている。しかし、この時司法科試験に合格したのは嘉子と中田正子(28歳)、久米愛(27歳)だけだった。3人の合格は、新聞に大きく掲載され、これから社会に出て活躍しようとする女性たちを力づけるニュースとなった。

1940(昭和15)年 26歳

第二東京弁護士会に弁護士登録。

1941(昭和16)年 27歳

和田芳夫と結婚。芳夫は、一時武藤家に書生として住み込んだこともあり、苦学して明治大学夜間部を卒業し、紡績会社に勤務していた。この結婚については、嘉子の方がより積極的であったという。そして29歳で長男・芳武を産んでいる。朝ドラでは、優未という女の子になっている。時代は、日中戦争から太平洋戦争へと拡大しており、弁護士への依頼人も少なくなり、時間的に余裕があったので、明治女子専門学校助教授も兼務し、2年後に同校の教授となっている。

1945(昭和20)年 31歳

1月 夫・武夫出征。嘉子は、東京空襲を逃れて、子を連れて福島県に疎開。間もなく終戦。東京に帰る。

1946(昭和21)年 32歳

武夫、病気となり、引き揚げ途次、長崎の陸軍病院で5月に死亡

1947(昭和22)年 33歳

1月 母・信子死去。10月 父・貞雄死去。息子・芳武と3人の弟たちを背負って、嘉子は、経済的にも苦しく、途方に暮れる。そんな中、弁護士より裁判官になりたいと思うようになる。

1948(昭和23)年 34歳

最高裁判所事務総局家庭局兼民事局勤務。家庭局では民法改正事業の手伝いをしたり、家裁関係の法律問題に携わりながら、先輩裁判官たちとの交流を通じて、裁判官としてのあり方、裁判の意義について指導を受け、成長していく。

1949(昭和24)年 35歳

東京地方裁判所判事補

地裁に配属された時、裁判長から「あなたが女であるからといって特別扱いはしませんよ」と言われた。13年間、訴訟事件を取り扱って、地裁の裁判の経験を積んでから東京家裁に転勤となる。その間、名古屋地裁判事も3年半勤める。

1956(昭和31)年 42歳

東京家庭裁判所判事兼東京地方裁判所判事

はじめて家裁の事件、特に少年事件を取り扱って、多くの非行少年と向き合う。少年人口が増大し、事件が激増している時代で、困難な事例もあり、忙しく働く。

同じ年、三淵乾太郎と再婚する。乾太郎は、初代最高裁判所長官・三淵忠彦の長男で、当時最高裁判所調査官をしていた。前妻を亡くし、一男三女の子持ちで、嘉子には芳

武がいるので、いきなり 7 人の大家族になる。夫婦とも裁判官で、多忙で、新しい家族に多少の波乱はあったが、互いの子どもを育て上げ、社会に送り出している。同居している期間があまり長くなかったが、生涯尊敬し合い、仲の良い夫婦であった。

1972 (昭和 47) 年 58 歳

新潟家庭裁判所長

1973 (昭和 48) 年 59 歳

浦和家庭裁判所長

1978 (昭和 53) 年 64 歳

横浜家庭裁判所長

1979 (昭和 54) 年 65 歳

退官。約 7 年間、3 つの家裁の所長としての業務をしながら、家事事件、少年事件の実務を行い、家裁職員の評判も良かった。

また、同じ年、日本婦人法律家協会会長に就任する。

1980 (昭和 55) 年 66 歳

第二東京弁護士会に弁護士登録。また、東京家庭裁判所調停委員兼参与員

1982 (昭和 57) 年 68 歳

東京都人事委員会委員

1983 (昭和 58) 年 69 歳

労働省婦人少年問題審議会委員

1984 (昭和 59) 年

5 月 28 日他界 (享年 69 歳)。転移性骨がんが見つかり入院。全身の痛みのため苦しんで死亡した。同日付で、正三位勲二等に叙せられ瑞宝章を授けられる。葬儀と告別式は、東京・青山葬儀所で行われ、約 2,000 人もの人が別れを惜しんだ。その頃、夫の乾太郎も闘病しており、翌年、妻を追うように世を去った。

## 2. 家庭裁判所の誕生と三淵嘉子

第二次世界大戦後、日本国憲法が成立し、第 24 条 家庭生活における個人の尊厳と両性の平等条文が作られ、明治民法にあった女性は婚姻によって無能力者とみなされ、重要な法律行為は夫の同意を必要とするという男女不平等の規定は、すべて廃止された。婚姻の自由、夫婦別産制、均分相続制度が新たに盛り込まれた、新しい家族法が公布され、1984 年 (昭和 23) 年施行された。家事事件の手続法として家事審判法も制定された。

また、旧少年法が、全面的に改正となり、新しい少年法が作られた。そして、1949 (昭和 24) 年 1 月 1 日、家庭裁判所が誕生した。最高裁判所には、新しく家庭局が作られた。

初代の家庭局のメンバーは、  
家庭局長 宇田川潤四郎

第一課長 市川四郎（第二課長兼務）  
第三課長 内藤文質  
事務官（局付） 柏木千秋  
事務官（局付） 森田宗一  
事務局（局付） 和田嘉子（後の三淵嘉子）

宇田川潤四郎は、朝ドラでは、多岐川幸四郎という名前になっており、チョビ髭をはやしたアイデアマンで、ユーモアたっぷり、局員をまとめ、出来たばかりの家裁を全国に根付かせるために、積極的に行動する人物になっている。実際にも、そのような人柄であったようだ。嘉子は、局付として、宇田川に協力して、若い能力を発揮し、局員からも気に入られていた。家庭局の草創期に働くことができたことは、家裁の理念、制度・組織を学ぶ上で、貴重な経験になったと、嘉子は、後に述べている。

宇田川は、家裁の基本的な五性格を考え出し、全国の長官や所長の会議で発表している。

- ・ 独立的性格  
従来 of 地方裁判所から独立した裁判所
- ・ 民主的性格  
真に親しみのある国民の裁判所
- ・ 科学的性格  
家事事件、少年事件とも科学的に進める裁判所
- ・ 教育的性格  
真摯な教育者としての自覚をもって行う裁判所
- ・ 社会的性格  
教育機関や福祉機関と連携して行う裁判所

宇田川の五性格については、裁判所内でもかなりの批判はあったが、家裁発足後、繰り返し引用され、長い間尊重されて今日に至っている。

嘉子は、1950（昭和 25）年、東京家裁判事補の時、2 人の男性の裁判官と先進国アメリカの家庭裁判所視察を命ぜられた。

3 人は、シアトルとニューヨークで、家裁と保護観察所を見学。ワシントンに移って、少年院等を訪問し、その後シカゴ、ロサンゼルス、サンフランシスコを回って帰国した。わずか 3 ヶ月の視察旅行であったが、嘉子には、貴重な経験になった。特に、アメリカで、女性の裁判官と話し合いができ、体験談を聞いたことが得難い経験だったと述べている。

昭和 40 年代に入っても、貧困や家族不和等の原因から、犯罪を起こす少年の中には、身寄りのない子どもが多く見られた。少年が警察に逮捕されても面会に来る親もその代理人もいない。家裁の調査、審判にも保護者の出席がない。嘉子は、これは由々しき問題だと考えた。そこで、同期の弁護士・久米愛や後輩の裁判官・野田愛子等と相談し、当時の東京家裁所長・内藤頼博の了承を得て、東京家裁内にボランティア団体「少年友の会」を設立することにした。それが、全国の家裁へと広がっていき、調査官や調停委員にも、参加

する人が多くなっていった。

嘉子は、学生時代から、弁護士より裁判官志望であったが、時代的に、女性の裁判官への道は開かれていなかった。戦後、裁判官の資格を取得してからも、家裁志向であったが、地裁で、民事訴訟事件等の経験をしっかり積んで、50歳ぐらいになってから、人間の心に深く関わる家裁の裁判官になりたいと思った。

現実にもその通りになり、新潟、浦和、横浜地裁の初の女性所長として大いに活躍し、実績をあげる結果となった。

## あとがき

私は仙台の大学を出て、郷里の弘前に帰り、短大の講師として教育学、教育心理学を講義しながら、教育実習や学生指導を5年ほど経過してから、1958（昭和33）年8月、選考試験を受け、家裁調査官補となり、青森本庁勤務となった。1960（昭和35）年1月、家裁調査官研修所の養成部第4期生となり、上京して1年間、研修を受けた。講師陣は、すべて一流の学者や裁判官で、先生方の警咳に接することができたことは、私にとって最大の幸せであった。また、家事事件、少年事件の諸問題を仲間同士で徹底的に話し合うことができたことが、その後の調査官活動に、大いに役立ったと思う。宇田川潤四郎が初代所長であったが、すでに去っており、所長は菰渕鋭夫という裁判官であった。

当時、三淵嘉子は東京家裁の判事をしていたが、私はお話を聞く機会がなかったことは心残りであった。しかし、東京家裁から入所していた同僚から、いろいろなエピソードが聞けた。学識は勿論だが、人柄も良く、人気があり、立派な裁判官だったという。

毎朝「虎に翼」のドラマを観て、清永聡の本を読んで、嘉子の歩いた道を、裁判官として、また家庭人として、家庭裁判所の誕生のあたりに焦点をあてて書評を書いてみた。

清永は、司法クラブの記者として、嘉子の多くの関係者から情報を集め、膨大な資料を調べ、戦後の日本社会が変動と混乱の激しい時期に、様々な困難な問題に遭遇しながら初の女性裁判官の道を拓いていった三淵嘉子の人生は、私たち家庭少年問題を追究しようとする者たちにとって、大きな希望と勇気を与えてくれると考える。

（2024年7月20日脱稿）

### （参考文献）

清永 聡『家庭裁判所物語』（日本評論社、2018年）

青山 誠『三淵嘉子（角川文庫）』（角川書店、2024年）

佐賀 千恵美『三淵嘉子の生涯』（内外出版社、2024年）

吉田 恵里香・著、NHKドラマ制作班・監修、NHK出版・編集『連続テレビ小説 虎に翼 Part1（NHKドラマ・ガイド）』（NHK出版、2024年）

その他、最高裁判所事務総局編『家庭裁判所30年の概観』（法曹会、1980年）等も参考にさせてもらった。

(編著者紹介)

清永 聡

1970 年生まれ。広島大学文学部独語科卒業。

1993 年 NHK 入局。報道局社会部記者、司法クラブキャップ等を経て、2016 年より NHK 解説委員。

## ● 今後の行事等

### 《 学習会 》

・現在検討中です。

決まり次第、ホームページやメーリングリストでお知らせいたします。

## ● 投稿募集

本会報では、会員の皆様からの投稿を募集しています。「会員からの便り」「新刊案内」「書評」「お知らせ」その他の家庭・少年をめぐる活動や雑感などございましたら、郵便または電子メールにて事務局へお寄せ下さい。次号の発刊は来年 7 月頃を予定しています。

(吉村顕真 記)

発行：青森家庭少年問題研究会

事務局：〒036-8560 青森県弘前市文京町 1 番地 弘前大学人文社会科学部民法研究室

電子メール：yoshimur (at mark) hirosaki-u.ac.jp

ホームページ：<http://www.saibanhou.com/aomorishonen.html>